# ▶新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援



# 新規学卒者等への支援の充実

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内線5337)

令和6年度概算要求額 93億円 (86億円) \* () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	17/20		3/20

#### 1 事業の目的

- 令和5年3月卒の新規学卒者等の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善しているが、一方で、中小企業における若年者の人 材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数
- このような中で、就職に困難な課題を抱える新規学卒者等の状況に即した的確な対策を重点的に講じることにより、新規学卒 者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

# **2 事業の概要・スキーム**

新卒応援ハローワーク

(55箇所)

就職支援ナビゲーター

(1,350人)

学卒・若者支援 (1,094人)

- ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
- 早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
- ・企業に対するマッチング支援

連携支援 (256人(拡充))

- ・コミュニケーションに課題を抱える等、就職活動に 特に支援を要する学生等への支援
- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 など

令和4年度実績:就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 16.1万人



# ○重層的支援体制の整備の促進

▶属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事 業の推進



# 重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の4)

(213億円)

令和6年度概算要求額

1 事業の目的

【包括的相談支援事業】既存事業予算の内数 【地域づくり事業】

既存事業予算の内数

(82億円)

【多機関協働事業等】

54倍四 (27億円) ※()内は前年度当初予算額

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を 構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施** 市町村の増加を見込みつつ (R6は360程度の市町村数を想定)、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

# 2 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うこと により、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

子ども利用者支援事業 介護 地域包括支援センターの運営 障害 障害者相談支援事業 自立相談支援事業 困窮

# 地域づくり事業

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うこ とにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生 防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業 子ども 地域子育て支援拠点事業 困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 障害 地域活動支援センター事業

#### 多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援 会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。(多機関協働事業)
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者 等への継続的な訪問支援等を行う。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッ チングや支援メニューの開拓等を行う。(参加支援事業)

# 3 実施主体等

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

(内線2289)

#### 実施主体

市町村

# 補助率

- 多機関協働事業等について、 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づく り事業については、各法に基づく 補助率・負担額を維持

#### 実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
42	134	189

#### 〇生活困窮者自立支援等の推進

▶生活困窮者の相談支援、就労支援及び家計改善支援の強化、入居後の総合的な生活支援を含めた住まい支援の強化

# 生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 (内線2879)

令和6年度概算要求額 117億円 (113億円) ※()內は前年度当初予算額。

## 1 事業の目的

○ コロナ禍で顕在化した新たな支援層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、アフターコロナにおける生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
  - 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の創設
  - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
  - ・ 有資格者の配置やアウトリーチ支援体制の整備、地域づくりの取組等、支援の質を評価する加算を設ける。
- ※ 現行の加算・減算については、内容に応じて、継続・見直し・廃止を図る。
- ※ 支援員の加配、事務職員の配置についても新たな補助体系の中で手当する。

# 3 実施主体等

実施主体: 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合: 国3/4、都道府県・市・区等1/4

実施自治体数(令和4年度):自立相談支援事業906自治体

# 生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室(内線5796)

令和6年度概算要求額 72億円 (72億円) ※()內は前年度当初予算額

労働	保険特別	会計	一般
労災	雇用	徴収	会計
	4/5		1/5

# 1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

図るため、プラストック室の机力を接体的を主国的に登備。地方公共団体にバローラークの常設窓口の設置で巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。 特に生活保護護受給世帯のうち稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数は高止まりの状態であるとともに生活困窮者においても新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加傾向であるため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等 地方公共団体 都道府県労働局 地方公共団体等関係機関と (福祉事務所等) ハローワーク 協議会の設置及び協定の締結 支援対象者 生活保護受給者、生活困窮者 児童扶養手当受給者 等 就労支援体制の整備 就労支援メニュー 常設窓口 巡回相談 ・担当者制による支援(キャリ コンサルティング、履歴書作成支援、 面接指導、職業紹介等) 217か所 849か所 ・職業準備プログラムの実施(職業 (令和5年度) (令和4年度実績) ・トライアル雇用の活用 支援の(1) ・公共職業訓練・求職者支援 地方公共団体から 関係機関による就労 流れ 支援プランに基づく 訓練等の活用 支援チームを設置し、 ハローワーク 各種支援を実施 筀 支援プランを作成 就労支援を要請 雇入れ助成金の活用 就職・職場への定着 事業所訪問等による対象者や 事業主に対する職場定着支援 就労による自立

# 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

令和6年度概算要求額 70 百万円 (80百万円) ※()內は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計

#### 1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。 このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金(特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース))の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

# 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

# (1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者(※)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

# (2) 助成対象期間

1年

# (3) 支給金額

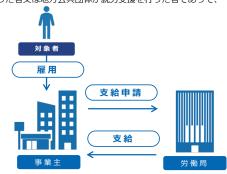
短時間労働者以外の者:30万円(25万円)\*1×2\*2 短時間労働者:20万円(15万円) ×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

# (4) 支給実績

令和4年度:124件





# 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施体制の強化 (支援実績等に応じた補助体系の見直し等)

社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 (内線2879)

令和6年度概算要求額 39億円 (39億円) ※ () 内は前年度当初予算額。

# 1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、 更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた 適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用 時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し
  - ① 基本基準額の見直し
    - ・ 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。
  - ② 支援実績加算の創設
    - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。
  - ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
    - ア 良質な人材の確保
      - : 常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を 一定割合確保している場合
    - イ 取組内容の評価
      - : アウトリーチ支援、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合
- (2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

#### 3 実施主体等

実施主体:都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率:就労準備支援事業:2/3

家計改善支援事業: 1/2 (自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

実施自治体数(令和4年度):就労準備支援事業695自治体、家計改善支援事業712自治体



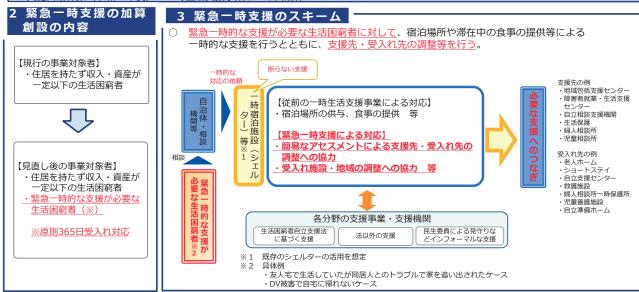
# ・時生活支援事業の機能強化(緊急一時支援を可能とする加算の創設)等

社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 (内線2874)

令和6年度概算要求額 40億円 (35億円) \* () 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な場合があるが、各制度や運用上の課題、時間上の制約による各施設の 受入れ拒否の問題が生じている。こうした生活困窮者に対して、支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等 による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。
- また、地域居住支援事業については、これまで一時生活支援事業(シェルター事業)の実施を前提としていたが、 R5年10月より単独 実施を可能とすることとしたため、R6年度では平年度化するための経費を要求する。
- ※実施自治体数(令和4年度):一時生活支援事業346自治体





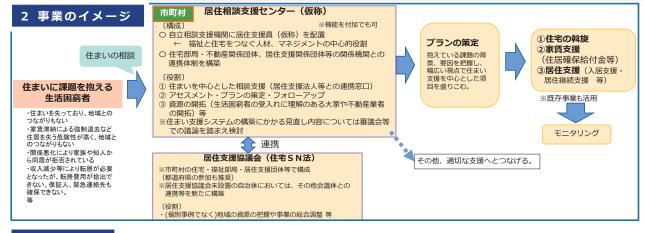
# 住まい支援システム構築に関するモデル事業等の実施

社会・接護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 (内線2874)

令和6年度概算要求額 2.2<sub>億円</sub> (-) ※ () 内は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- 「住まいに課題を抱える生活困窮者」は、複合的な課題を抱えている場合が多く、住宅の提供のみならず、地域で自立した日常生活を 継続していけるよう、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが求められている。 そのため、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点 も取り入れたマネジメントを行うモデル事業を実施し、住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。
- 住まい支援システムの構築にかかる自立相談支援機関、重層的支援体制整備事業等における対応については、上記モデル事業 、居住支 援機能等のあり方検討会(国交省等との共同事務局)、全世代型社会保障構築会議及び社会保障審議会部会での議論を踏まえ、予算編成 過程において見直し内容を検討する。



3 実施主体等

実施主体:実施自治体47か所 ※主に都市部を想定 補助率:国3/4 都道府県・市・区等1/4

※さらに、審議会等での議論を踏まえ、住まい支援システムの構築にかかる見直し内容について検討

# ➤被保護者に対する就労インセンティブの強化、金銭管理支援の推進





# 被保護者に対する金銭管理支援の推進

社会・援護局保護課保護事業室(内線2833)

令和6年度概算要求額 **6.4**億円 (-) \*()內は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- ○被保護者の中には、依存症を抱えているなどの理由により、家計管理能力に課題があり、生活費を適正に管理できず に生活に支障をきたしている者もいる。このため、本人の同意の下で、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行、 その他の日常生活費の管理支援等を行うことが必要。
- ○金銭管理能力が不足したままでは自立した生活を送ることは困難であり、被保護者の日常生活自立及び社会生活自立 の助長の観点から、金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援を行うとともに日常生活を 安定させるための支援や教育支援を行うことで、金銭管理への意識を促し、意欲や能力の向上を図る。

# 2 支援内容等

- ○支援対象者:アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)者 公共料金や家賃などの滞納(を招くおそれ)がある者 等
- ○支援のイメージ
  - ・日常生活費の管理支援

(例:預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言)

- ・日常生活を安定させるための支援 (例:依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)
- 自分で管理を行っていくための手続き支援 (例:銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)

(例:お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)

# 3 実施主体等

◆実施主体:福祉事務所設置自治体(委託可)

◆補助率:1/2

〇障害者支援の促進、依存症対策の推進 →障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の強化、障害福祉サービス事業 所等の整備及び防災・減災対策の推進





# 障害福祉サービス事業所等サポート事業

障害保健福祉部障害福祉課 (内線3036)

令和6年度概算要求額 4.0<sub>億円</sub> (-) ※()內は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
- 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
- キャリアアップの対応方法や処遇改善加算の取得要件が分からない等の事業所も存在しているが、どこに相談したら良いか分からない、手続きが 煩雑であきらめてしまうなど、支援が届いていない。処遇改善に対する更なる支援が必要。
- ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
- ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、 令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、処遇改善の促進、ノウハウの蓄積等が期待できる。

# 2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービ ス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

- 1. 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等
  - (研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言)
- 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
- 3. 人材確保対策(障害福祉分野のしごとの魅力の発信など)
- 制度改正等に係る周知・広報(特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など)
- 5. 事業所等からの各種相談等に対する助言等(各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など) 6. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

# 3 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率 : 事業1は10/10、事業2・3は1/2、その他2/3
- 別途、国が自治体等に対して支援する委託費を要求。
- 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- 地域生活支援事業(しごとの魅力発信事業)は廃止。

#### 4 スキーム等 補助 支援ツールの 市町村 田歯間 都道府県等 委託による国の支援 ※サポートセンターの設置(委託または補助) (全国事務局)

-116-





# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和 6 年度概算要求額 70 億円 + 事項要求 (45 億円) \*(1) 內 (1) 內 (1

# 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規 定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としてい る。

#### 2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、 地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進すると ともに、行政事業レビューの結果も踏まえなど、自治体の整備 計画に基づく整備を推進する。また、足下の建築資材費等の物 価高騰の影響を踏まえた補助基準単価の見直しを行う。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、 災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、 耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用 自家発電設備対策を推進する。



# 3 実施主体等

実施主体:社会福祉法人等

補 助 率: 1/2 〔間接補助〕

(負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設:ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(生活介護、 就労継続支援)、居宅介護事業所(居宅介護、行動援 護)、短期入所施設、共同生活援助事業所(グループ 等 ホーム)

イ 生活保護法等関連

救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 売春防止法等関連

婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績:162件(令和4年度)

#### ▶意思疎诵支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充





# 地域生活支援事業費等補助金

障害保健福祉部企画課自立支援振興室(内線3077)

令和 6 年度概算要求額 524 億円 (507 億円) \*() 内は前年度当初予算額 (507 億円) (59 億円) (59 億円)

注)地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。

障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

# 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増 進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

# 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

# 〇 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) (※統合補助金)

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に 実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

# 「補助率」

①市町村事業:国1/2以内、都道府県1/4以内で補助 ②都道府県事業:国1/2以内で補助

②和退和宗寺来・ピーノ 4 から 5 いって (主**な事業**) ①市町村事業:移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、 相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援 ②都道府県事業:発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通 支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

# O 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活 動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補 助を確保し、質の高い事業実施を図る。)

[補助率]国1/2又は定額(10/10相当) [主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害 者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

1,730市町村、47都道府県(1,727市町村、47都道府県)

※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

# [R6年度概算要求における主な拡充内容]

- 地域生活支援事業
  - 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業(新規)
  - 基幹相談支援センター等機能強化事業(拡充)
  - 意思疎通支援事業(拡充)
  - 障害者就業・生活支援センター体制強化等事業(拡充)
  - 移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業(拡充)

#### 〇 地域生活支援促進事業

- 入院者訪問支援事業 (拡充)
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(拡充)
- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業(新規)
- 工賃向上計画支援等事業(拡充)
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(拡充)



# 意思疎通支援事業等の充実(地域生活支援事業)

令和6年度概算要求額 524億円の内数 (507億円の内数) \*\* () 内は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。このため、 現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等)などの支援 体制の充実を図る。

[拡充内容]実施自治体の拡充等を推進する。

# 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(都道府県必須事業)

(1) 事業内容

① 手話通訳者·要約筆記者派遣事業 聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市区町村の住 民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話 通訳者又は要約筆記者を派遣する。

※ 事業実績:令和3年度53自治体(前年度54自治体)

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション 及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。 ※ 事業実績:令和3年度81自治体(前年度74自治体)

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、複数市区町村の住民 が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症 者向け意思疎通支援者を派遣する。

※ 事業実績:令和3年度17自治体(前年度7自治体)

(2) 実施主体: 都道府県、指定都市及び中核市 (団体等への委託も可能)

(3)補助率:国1/2以内

2. 意思疎通支援事業(市町村必須事業)

(1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置 する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意 思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎 通を支援する。

※ 事業実績:令和3年度1.353自治体(前年度1.325自治体)

(2) 実施主体:市町村(団体等への委託も可能)

(3) 補助率: 国1/2以内、都道府県1/4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業(市町村必須事業)

(1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動など の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得 した手話奉仕員を養成研修する。

事業実績:令和3年度950自治体(前年度705自治体)

(2) 実施主体:市町村(団体等への委託も可能)

(3)補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内

# ▶精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの強化



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課(内線3087) ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

# 1 事業の目的

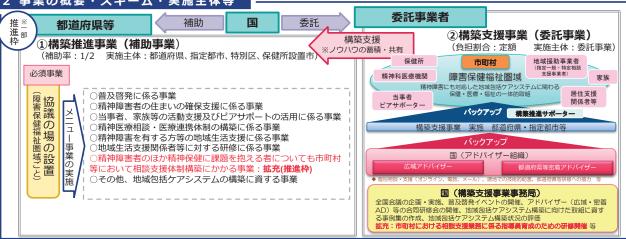
令和6年度概算要求額 ①6.7億円 (6.0億円) ②44<sub>百万円</sub> (39<sub>百万円</sub>)

※()内は前年度当初予算額

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による 協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助 事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係 を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステ ムの構築に資する取組を推進する。

- ②・国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・ 都道府県等密着)から構成される組織を設置する。 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県
  - 制度加速ではた時間で、行いため、近域グイバンのアイバースをメリないで、 等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所 設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

# 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



# 3 事業実績

①構築推進事業 実施自治体数:113自治体(R4年度)/109自治体(R3年度)

②構築支援事業 入札により落札した1者が事業を実施

# ▶地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

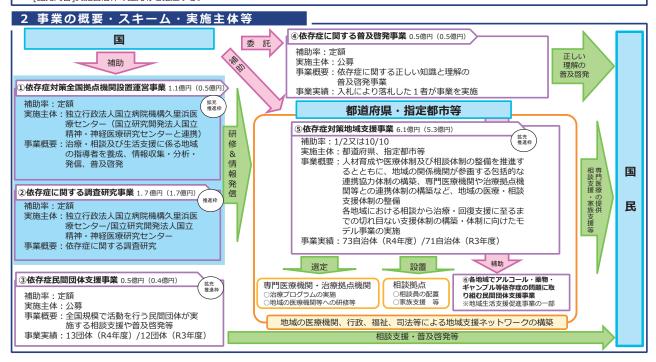
# (禁) (機) 依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室(内線3100)

令和6年度概算要求額 9.8億円 (8.4億円) \*() 内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

 ○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。 このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発 などを総合的に行う。 「拡充内容〕実施自治体の拡充等を推進する。



# ○成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

▶市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

拡充推進枠

**都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化** (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

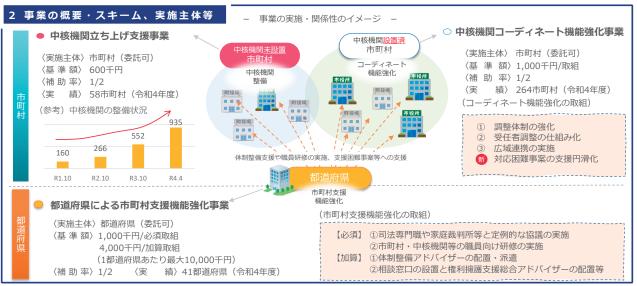
社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 (内線2228)

#### 1 事業の目的

第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
 (都道府県による協議会の設置:令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 全都道府県)

市町村においては、全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

(市区町村による中核機関の整備:令和4年4月1日現在 935市区町村 눶 令和6年度末 全市区町村)



# ▶多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けた取組の実施

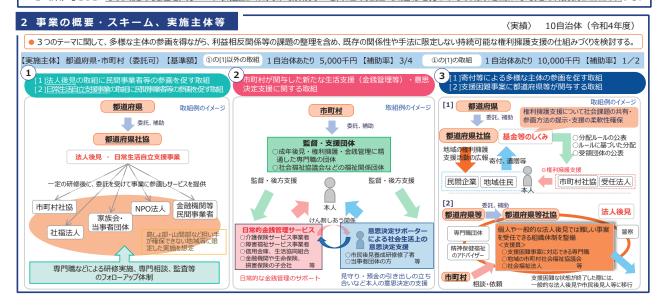


新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施 (生活因窮者就労準備支援事業費等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」) 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和6年度概算要求額 1.8億円 (98<sub>百万円</sub>) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の拡充を行う。(35カ所 → 40カ所)
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組(下図①、②及び③)の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち<u>法人後見に関する取組(下図①[1])</u>については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見(業務委託型)実施の手引き(案)」をもとに**その実施の促進を図りつつ、取組拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行い、その成果を当該手引きの成案策定に反映**する。



# ○困難な問題を抱える女性への支援

▶困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施

# 拡充推進枠

# 女性相談支援活動強化事業 [平成14年度創設]

社会・援護局総務課女性支援室(内線4584)

令和6年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 27億円の内数 (23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

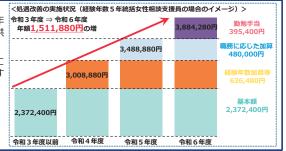
○ 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員(非正規職員)の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に 受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要す る経費を補助する。

## 【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた<mark>実施主体の拡大(町村の追加)</mark>
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設。**



# 3 実施主体等

<実施主体>

# 都道府県・市<mark>町村</mark>(特別区含む) 国1/2(都道府県・市<mark>町村</mark>1/2) <補助単価案> 1. 女性相談支援員手当等 (1) 女性相談支援員手当

<補助率>

ア 基本額 研修修了者:月額 197,700円、研修未修了者:月額 153,900円 イ 経験年数加算(R4~)

i 経験年数3~9年の者 研修修了者 : 月額 4,500円 × (経験年数-2年) 研修未修了者 : 月額 3,500円 × (経験年数-2年) 研修修了者 : 月額 45,000円 研修未修了者 : 月額 35,000円

研修未修了者: 月額 35,000円 ウ 期末手当 (R4~) 研修修了者: 年額 474,480円 研修末修了者: 年額 369,360円

#### 

1 自治体あたり年額 246,080円

<相談員配置実績等>



# 女性自立支援施設通所型支援モデル事業

令和6年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 27億円の内数(23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設(現:婦人保護施設)への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、<u>若年女性、同</u> 伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- O また、入所につながらなかったケースについては、<u>その後の行き先や支援の状況が把握できない</u>場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

# 参考:困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)(抜粋)

特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば<u>通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要</u>である。

#### 2 事業の概要・スキーム

#### 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

#### 2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復 を図る。

#### 3. ピアサポート

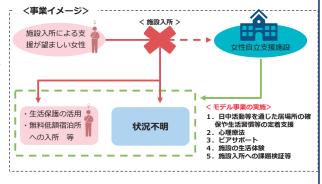
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

#### 4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

#### 5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直し を図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



#### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】 1 施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

# ○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

➤こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援・自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進





# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課 自殺対策推進室 (内線2279)

令和6年度概算要求額 52億円の内数 (35億円の内数) \* () 内は前年度当初予算額

(52億円の内訳) 地域自殺対策強化交付金 調査研究等業務交付金

46億円 6.0億円

# 1 事業の目的

- 〇令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- 〇こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺 危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。 〇こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案

#### 2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

への的確な対応に向け、今年度から開始したモデル事業を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、 ④家族を自殺で亡くしている 等
- 〇構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 〇内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討

②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了:地域の関係機関への引継

〇都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県 ・指定都市への支援を行う。

# 3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率:10/10



# 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

社会・援護局総務課 自殺対策推進室 (内線2279)

令和6年度概算要求額

52億円の内数 (35億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

(52億円の内訳) 地域自殺対策強化交付金 46億円 調査研究等業務交付金 6.0億円

#### 1 事業の目的

- 〇我が国の自殺者数は、21,881人(令和4年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 〇自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 〇未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を 整備することを目的とする。

## 2 事業の概要

〇令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。

また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。 (地域自殺対策強化交付金)

〇事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、 同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

#### 3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」



▶都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制拡充

拡充



# 都道府県自殺対策プラットフォームの構築

社会・援護局総務課自殺対策推進室(内線2279)

令和6年度概算要求額 1.9<sub>億円</sub> (1.1億円) \* () 内は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

〇自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援する」ことや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。

〇このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

# 2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置【新規】(都道府県・指定都市)

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築【新規】(都道府県)

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策ブラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺 対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要す る経費を拡充する。

# 

# 3 実施主体等

- ○地域自殺対策推進センター長の配置・・・補助先:都道府県・指定都市、補助率:1/2
- ○都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・補助先:都道府県、補助率:1/2





# 自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

令和6年度概算要求額 6.0億円 (4.9億円) \* () 内は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- ▶自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に 基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- ●令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺 総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

#### 2 事業の概要・スキーム

#### 〇こどもの自殺対策の強化【新規】

- (1)こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化
  - こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

(2)こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等 こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に 向けた検討等に要する経費を拡充する。

(3) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

#### ○指定調査研究等法人における体制の拡充【新規】

(4)著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねな いため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

(5)自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者 に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

(6)海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

#### 3 実施主体等

実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」補助率:10/10

#### ➤ひきこもり地域支援センター等の整備の加速化によるひきこもり支援の更なる推進

# ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課(内線2219)

令和6年度概算要求額 18億円(16億円)※()內は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所 づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、全国で、ひきこもりの方が大幅に増加している状況への対応、今国会において成立した、孤独・孤立対策推進法や就職 氷河期世代支援の新行動計画等に基づく、ひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支 援ステーション」「ひきこもりサポート」事業(以下「センター等」という。)等の整備を加速化する。
- 併せて、ひきこもり支援推進事業の充実のため、以下の課題に対応した加算を創設。
  - (課題) ・ 指定都市では、日常生活により密着した行政区における居場所の設置や当事者・家族会などの充実が必要。
    - ・支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害。

# 2 事業概要・スキーム・実施主体等

# ① 市町村における相談支援体制整備の加速化

市町村におけるセンター等の設置増加(43箇所(430→473)見込み) に対応するため、所要額を確保。

・事業補助率: 1/2 ・実施主体: 都道府県・指定都市・一般市町村

市町村の支援環境の整備を加速化させるため、センター等の設置に向 けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品 購入費や修繕費、準備スタッフの雇いあげ費用等の準備費用に対し補助 する。(次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る)

・事業補助率 : 3/4 · 実施主体 · 一般市町村

# ② 事業の拡充 (加算の創設)

(行政区拠点加算)

指定都市の行政区に支援拠点を設置する際、一定の加算を行う。

4,000千円 ※1指定都市 あたり ※任意事業

対象:

指定都市 (センター)



<令和4年度実績> 257自治体

# (支援者ケア加質)

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、コミュニケーションツールを 活用した支援者同士の悩み等の共有、公認心理・臨床心理士等の派遣を受 けてスーパーバイズ等を実施する場合、一定の加算を行う。

加算額:

2,000千円 ※任意事業

対象:

都道府県・

指定都市 (センター)



# ○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等





# 戦没者の遺骨収集事業(現地調査・遺骨収集の計画的実施)

社会·援護局事業課(内線4510)

令和6年度概算要求額 28億円(26億円)※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引 き渡すことは、国の重要な青務である。
- 平成28年に制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、専門的な 知見を有する者や幅広い世代の参画を得て、戦没者の遺骨収集に全力を挙げて取り組む。

# 2 事業の概要・スキーム・

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない 約3,300か所(令和4年3月末時点)の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、1柱でも多くの遺骨収集を実施することとされて おり、 令和6年度においても、計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り 組んでいる。今和6年度においては、引き続き、滑走路地区のボーリング調査や過去に発見された地下壕の掘削等を行うための経費 を計上する。

## 【遺骨収集の流れ】



情報収集

遺骨収集計画の策定

遺骨収集

…海外の公文書館から取得した関係資料等を調査 ①資料調査 ②現地調査 …埋葬地等特定のための調査

①相手国政府等と調整 ②遺骨収集実施計画の策定

②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認

③検体のみを持ち帰り ※検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管

④持ち帰った検体のDNA鑑定等

※日本人の遺骨であるかの判定を行う。並行して身元特定のためのDNA 鑑定も事施

# 3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、 沖縄県

#### 事業実績 4

硫黄島、沖縄、パラオ諸島、インド、インドネシア、東部ニューギニア、 カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施(令和4年度)



# 戦没者遺骨の鑑定事業(戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備)

社会·接護局事業課(内線4510)

令和6年度概算要求額 7.6億円 (6.7億円) \*()內は前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- 戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするために、平成15年度から、希望する遺族に対して国費により遺骨の身元特定のための DNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について遺族にお返ししている。
- 遺骨収集事業により収容した遺骨については、形質鑑定・DNA鑑定の結果や埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案して、 日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

## 2 事業の概要・スキーム

- 身元特定のためのDNA鑑定は、厚生労働省が遺骨を保管してい る全地域を対象に、公募により実施している(令和3年10月から 実施)。
- 遺骨の鑑定については、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我 が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の 検体(遺骨の一部)を採取して、他の部位は現地で一時保管する ものとする。本邦に持ち帰った検体のDNA分析等を行い、専門 家による総合的な判断を実施し、我が国の戦没者の遺骨であると 判定された場合に、現地で一時保管している遺骨を本邦に送還する。
- 厚生労働省に設置した戦没者遺骨鑑定センターにおいて、上記 のDNA鑑定による戦没者の遺骨の所属集団判定や身元特定、同 位体分析等の新たな鑑定技術の研究など、多岐にわたる科学的鑑 定を一元的に進行管理する。令和6年度においては、厚生労働省 自らがDNA鑑定を行うために設置した戦没者遺骨鑑定センター分 室(DNA分析施設)の拡充など、戦没者の遺骨の鑑定等に関す る体制の整備を行う。

# 【参考】身元特定のためのDNA鑑定

①厚労省HP等で遺族からDNA鑑定 の申請を公募

申請内容を確認の上、遺族に検体 採取キットを送付。遺族のDNAサンプ ルを提供いただく

②遺骨と、遺族のDNAサンプルを基に、 鑑定機関においてDNA鑑定を実施

③DNA鑑定の結果について、専門家 による議論を行い、遺骨と遺族の血縁 関係を判定し、遺骨の身元を特定



# 3 実施主体等

厚生労働省、大学・研究機関

#### 事業実績 4

これまでに身元が判明した遺骨 1,231件(令和5年3月末時点)

年金局総務課(内線3646)

# 持続可能で安心できる年金制度の運営

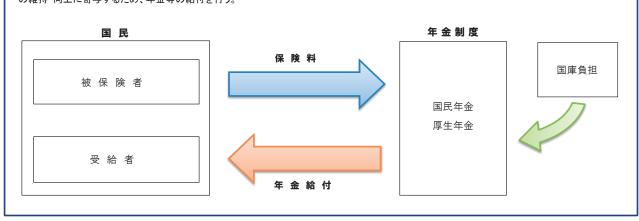
令和 6 年度概算要求額  $13_{\text{N}}0,979$  億円  $(13_{\text{N}}0,078$  億円) \*(1) 內以前年度当初予算額

# 1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 〇 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を 支給する。

# 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活 の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

# 復旧・復興関連施策

# 復旧・復興関連施策一覧

令和 6 年度概算要求額 101<sub>億円</sub> (107<sub>億円</sub>)

※ () 内は前年度予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援	※ () 内は前年度予算額
項目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
	保険局総務課(内線3135)
	保険局保険課(内線3152、3245)
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局国民健康保険課(内線3256)
	保険局高齢者医療課(内線3194)
(2) 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室(内線3383) 老健局介護保険計画課(内線2264、2164)
(3) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	管害保健福祉部障害福祉課(内線3091)
③ 近知目外区域寺での岸吉畑世別反の行列目目	保険局国民健康保険課(内線3256)
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局高齢者医療課(内線3194)
(2) EM TIERRICATES OF MILITING CIE	老健局介護保険計画課(内線2937)
(3)被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室(内線4148)
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	健康局総務課指導調査室(内線2322)
(5) 被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援	
① 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課(内線2219)
② 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課(内線3935、3878)
③ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康局健康課(内線2398)
(6)被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課(内線2219)
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(内線2849)
(8)長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課(内線3925)
(9) 障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(内線3091)
雇用の確保等	
(1)原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(2)産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室(内線5489)
第2 原子力災害からの復興への支援	
項 目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	医薬・生活衛生局食品監視安全課(内線4203)
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室(内線2181)